

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月1日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第4号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和元年10月29日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和元年8月1日午前11時30分頃、亀山市みどり町地内において、庁用車両を後退させた際、車両後方左側が集積所右側スライド扉及び外枠に接触し破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[Redacted]
[Redacted]

3 損害賠償の額

297,000円